

コロナ禍におけるレヴォルトの事業再開についてのガイドライン

2020年5月28日

株式会社レヴォルト

(1) はじめに

株式会社レヴォルト（以下、弊社とします。）は6/1(月)より段階的にスタジオの閉鎖を解除し、滞在しての業務の制限を緩和していきます。

解除にあたり、以下のガイドラインを新型コロナウイルスの終息宣言がなされるまでの間、制定します。（これを当該期間と定めます。）

本ガイドラインは状況に応じて内容を更新します。

弊社全事業従事者は常に本ガイドラインに従って業務を行いますので、お取引先各位もご留意の上、対応をお願い申し上げます。

なお、本ガイドラインは日本経済団体連合会発の「オフィスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」を参考に、弊社が事業を継続出来るよう制定するものです。

(2) 感染予防対策の体制

弊社は常に、

- ・ 新型コロナウイルス感染防止のための対策の策定・変更について検討する体制を整えます。
- ・ 感染症法、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の関連法令上の義務を遵守するとともに、労働安全衛生関係法令を踏まえ、産業保健スタッフの活用を図ります。
- ・ 国・地方自治体・業界団体などを通じ、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を常時収集します。

(3) 弊社事業従事者の勤務・出社について

当該期間中、

- ・ リモートワークを継続とし、その前提の上でスタジオに滞在しての必須業務以外は自宅もしくは各自が用意する外部で行うこととします。
- ・ レヴォルトのスタジオ営業時間を平日月曜から金曜の12時から18時までに短縮し、それ以外の時間は施錠を行います。スタジオでの電話対応も同時間帯のみとなります点、ご了承ください。
- ・ スタジオへの滞在中、全事業従事者はマスクを常時着用します。対応の際の着用をご了承ください。

- ・ スタジオ入り口に消毒液を配置し、こまめな消毒を行います。
- ・ 営業時間中は全ての窓を開けて換気を行います。
- ・ 会議などは密集を避け、リモート会議を積極活用します。また、18時を超える社内での打ち合わせは行いません。外部でのリモート会議はこの限りではありません。
- ・ 感染時、経路をたどり担当機関へ報告ができるよう、全事業従事者の移動経路を記録します。

(4) 健康確保

- ・ スタジオへの入社する者は全員検温を行います。一定の体温を超える者は入室不可としリスク回避を徹底します。また、スタジオ滞在中に体調が悪くなった者は速やかに帰宅させ、自宅待機とします。
- ・ 発熱などの症状により自宅で療養することとなった者は毎日健康状態を確認した上で、症状がなくなった後に出勤できるものとします。症状に改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を行います。

(5) 通勤

- ・ 当該期間中は、通勤・外勤に公共交通機関の利用が必須な場合※1を除き、公共交通機関による移動を禁止とします。ただし、※1は原則としてスタジオへの出勤に難のある者とし、極力リモートワークを行うことを義務付けます。
- ・ 当該期間中、全事業従事者は、退勤後は速やかに帰宅します。

(6) 休憩・休息スペース

- ・ 当該期間中は休憩所としての社内共用部の利用を禁止し、密集を避けます。

(7) トイレ・設備の使用と清掃

当該期間中、

- ・ ドアノブや社内共用部にこまめな消毒を行い、共用機器は使用不可とします。
- ・ マスクやティッシュなど鼻水や唾液といった分泌物は専用ゴミ箱を用意し隔離します。

(8) 弊社内への立ち入り

- ・ 弊社への取引先等を含む外部関係者の立ち入りについては、必要性を含め検討し、立ち入りを認める場合には、当該者に対して、事業従事者に準じた感染防止対策を求めます点、ご了承願

ます。

- ・ このため、あらかじめ、これらの外部関係者が所属する企業等に、本ガイドラインを頒布いたします。
- ・ 上がりなどの全てのやり取りは対面せず、インターホンによる対応を行います。物品も直接の受け渡しをせず、全て社外 BOX を介させていただきます点、ご了承ください。
- ・ 来客を社内に迎える場合は、入り口に設置する訪問表に日時、企業名、氏名を記載願います。

(9) 従業員・従事者に対する感染防止策の啓発等 ※原文ママ

従業員に対し、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。このため、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす10のポイント」や『新しい生活様式』の実践例を周知するなどの取り組みを行う。

公共交通機関や図書館など公共施設を利用する従業員には、マスクの着用、咳エチケットの励行、車内など密閉空間での会話をしないことなどを徹底する。

患者、感染者、医療関係者、海外からの帰国者、その家族、児童等の人権に配慮する。

新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者が、事業場内で差別されることなどがないよう、従業員に周知啓発し、円滑な職場復帰のための十分な配慮を行う。

発熱や味覚・嗅覚障害といった新型コロナウイルス感染症にみられる症状以外の症状も含め、体調に思わしくない点がある場合、濃厚接触の可能性がある場合、あるいは、同居家族で感染した場合、各種休暇制度や在宅勤務の利用を奨励する。

過去14日以内に政府から入国制限されている、または入国後の観察期間を必要とされている国・地域などへの渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合、自宅待機を指示する。

取引先企業にも同様の取り組みを促すことが望ましい。

(10) 感染者が確認された場合の対応 ※原文ママ

① 従業員の感染が確認された場合

保健所、医療機関の指示に従う。

感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所を消毒し、同勤務場所の従業員に自宅待機させることを検討する。

感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないことがないよう留意する。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う。

オフィス内で感染者が確認された場合の公表の有無・方法については、上記のように個人情報保護に配慮しつつ、公衆衛生上の要請も踏まえ、実態に応じた検討を行うものとする。

② 複数社が混在する借用ビル内で同居する他社の従業員で感染が確認された場合

保健所、医療機関およびビル貸主の指示に従う。

(11) その他

- ・ レヴォルトは産業保健スタッフと保健所との連絡体制を確立し、保健所の聞き取りなどに協力します。

以上